

広島市規則第 15 号

令和 7 年 3 月 11 日

広島市補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市補助金等交付規則の一部を改正する規則

広島市補助金等交付規則（昭和 36 年広島市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「本市が交付する補助金及び交付金（以下「」及び「」という。）」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（定義）

第 1 条の 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 本市が交付する補助金及び交付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。
- (4) 間接補助金 補助事業者等が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものをいう。
- (5) 間接補助事業等 間接補助金の交付を受けて行う事務又は事業をいう。
- (6) 間接補助事業者等 間接補助事業等を行う者をいう。

第3条第2項中「（補助事業等（補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。））」を「及び間接補助事業者等」に改め、「は、補助金等」の右に「及び間接補助金」を、「留意し、補助金等」の右に「又は間接補助金」を、「誠実に補助事業等」の右に「又は間接補助事業等」を加える。

第10条の見出し中「補助事業等」の右に「及び間接補助事業等」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 間接補助事業者等は、間接補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。

第18条第3項中「第1項」の右に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、間接補助事業者等について前項各号のいずれかに該当すると認めるとき（第9条第1項に規定する事情の変更により特別の必要が生じたときを除く。）は、補助事業者等に対し、間接補助金に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第19条第1項中「前条第1項」の右に「又は第2項」を加える。

第20条第1項中「第18条第1項」の右に「又は第2項」を加える。

第24条第1項中「対し、補助事業等に関する」を「対しては補助事業等に関して、間接補助事業者等に対しては間接補助事業等に関して」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 改正後の広島市補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る補助金等の交付その他補助金等に関する手続について適用する。